

研究概要報告書【音楽振興部門】

(1 / 3)

| | | | |
|-------|--|--------|------|
| 研究テーマ | 戦後占領下にける中等音楽科教育の形成過程に関する考察 ——民間情報教育局文書が残す編纂者の証跡をたよりに—— | 報告書作成者 | 渡邊 拓 |
| 研究従事者 | 渡邊 拓 (東北大学大学院 教育学研究科・大学院生) | | |
| 研究目的 | <p>【研究の目的】</p> <p>本研究では、GHQ 民間情報教育局文書が残す、中等音楽科教育のための学習指導要領の編纂に携わった人物らの米国占領期における取り組みを追うことで、新たな教育基準の作成を主軸とする戦後音楽教育改革が、いかにおこなわれたかをひも解くことを目的とする。</p> <p>【研究の背景】</p> <p>第二次世界大戦後の占領下における教育改革は、学校音楽教育のかたちを大きく変容させた。それまでの軍国主義における手段としての音楽教育は、音楽そのものを目的とした芸術教育へと移り変わり、現在の学校音楽教育の基盤が形づくられることとなる。音楽をめぐる教育課程に関する改革の歴史については、すでに江崎(1991)や菅(1988; 1990)によって整理され、このことにより、教育課程を含む戦後教育改革におけるGHQの強い影響下にあっても、音楽にかかわる学習指導要領が日本側の主導のもとに策定されていたことを知ることができる。他方で、以上のような日本側の主導性については、青柳(2023)にみられるように、これを疑問視する見解もある。</p> <p>しかしながら、以上の諸研究においては、初等教育が主な研究対象とされており、中等教育における音楽科については、必ずしも十分に研究がなされているとは言えない現状にある。一部、中等音楽科教育の教育課程作成の中心人物である近森一重(1903-1976)の音楽教育思想に焦点を置いた島田(2023)によって、中等音楽科教育の形成過程が部分的に整理されるものの、中学校及び高等学校の音楽教育課程の形成過程を総体的に把握しようとするとき、依然不透明な部分が残されていると言えるだろう。「青年期に入り、自我の自覚とともに精神の成長は著しくなり、芸術に対する欲求も次第に本格的となる」中高生の音楽との向き合い方を踏まえるとき、中等教育を主眼として教育課程の成立ちに迫る歴史的研究は、検討される余地を依然残しているものと考ええる。</p> <p>本研究では、戦後占領期に作成された「昭和22年度学習指導要領音楽編(試案)」(以下「要領Ⅰ」)及び「昭和26年改訂版 中学校高等学校学習指導要領音楽科編」(以下「要領Ⅱ-中高」)が、いかに形成されたかの検討をおこなう。これにより、これまで手薄であった中等教育における音楽教育課程の成立過程を考察する。</p> | | |

研究内容

如上の検討をおこなう基礎的な作業として、本稿では、国会図書館憲政資料室所蔵の連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP: General Headquarter/Supreme Commander for the Allied Powers)の民間情報教育局(以下“CIE”)と文部省との間でおこなわれた会議を記録した民間情報教育局文書を扱う。中でも、「要領Ⅰ」作成の主体を担った諸井三郎、初等中等教育局中等教育課に属し「要領Ⅱ－中高」作成を率いた近森ならびに花村大(1912-2005)、さらに初等教育課に配属の真篠将(1916-2014)の各編纂者が参加した CIE との会議の会議録(Report of Conference)及び週間報告(Weekly Report)に着目する。

同資料を扱った研究として、初等教育を主眼とした研究(菅 1990 等)や主要な会議録を抜粋し翻訳した資料(江崎 1991)、編纂者の音楽教育思想に焦点化した研究(島田 2023)等が挙げられる。いずれの研究においても、同資料への深い検討を通し、占領下における教育課程策定時の諸相を浮き彫りにされている。このことは、同資料が戦後占領下における音楽教育政策の実相を知る上で重要な史料であることを示しており、それと同時に、これまでに研究の主な対象とされなかった中等音楽科教育について、今一度検討する必要性を示していると言えよう。本稿では、中等音楽教育を視座に据えながら CIE 文書を読み解くことで、中等音楽科教育の教育課程策定に向けた交渉がいかになされたのか、或いは、なされてこなかったのかを検討する。

CIE 文書によって辿ることのできる学習指導要領の編纂をおこなった人物たちの動きに着目するとき、「要領Ⅰ」及び「要領Ⅱ－中高」の作成時期を、下の4つの時期に分けて検討することができる。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 第1期 | コース・オブ・スタディ作成指示 ～「要領Ⅰ」公布 |
| 第2期 | 「要領Ⅰ」公布 ～ 初等中等教育局設置 |
| 第3期 | 初等中等教育局設置 ～「要領Ⅱ－中高」作成 |
| 第4期 | 「要領Ⅱ－中高」作成 ～「要領Ⅱ－中高」公布 |

以下、時期ごとに検討するものとする。

【参考文献】

- 青柳(2023)「昭和二十二年度学習指導要領 音楽編(試案)の英文草稿について 一敗戦直後における音楽教育政策の再検討のためのノート」日本音楽教育学会『音楽教育学』第52巻2号, pp.13-23.
- 江崎公子(1991)『音が鵜基礎研究文献集』第14巻, 大空社.
- 菅道子(1988)「占領下における音楽教育改革 一昭和26年学習指導要領・音楽編の作成過程に関する一考察」『武蔵野音楽大学研究紀要』第20巻, pp.39-56.
- 菅道子(1990)「昭和二十二年度学習指導要領・音楽編(試案)の作成主体に関する考察」日本音楽教育学会『音楽教育学』第20巻1号, pp.3-14.
- 島田郁子(2023)『近森一重の音楽教育理論の研究 一音楽教育における「実践の論」の構築と深化を中心に一』風間書房.

| | |
|---------|--|
| 研究のポイント | 本研究の要点は、戦後の音楽科教育の歴史を探る上でこれまで研究が手薄であった、中等音楽科教育に着目している点である。 |
| 研究結果 | <p>第1期 コース・オブ・スタディ(のちの学習指導要領)の作成に関する諸井とCIEとの最初の交渉は、1946(昭和21)年の9月13日、CIE教育課教科書・教育課程班のトレーナーにより行われる。同年11月に文部省へ入省した花村が、入省当時を回顧し、すでに学習指導要領の「骨組みはできていまして」と述べるように、「要領Ⅰ」の大枠が、トレーナーの後継であるエドミストンとの間で、3カ月に満たない期間の内に作成されていたことを推察できる。</p> <p>第2期 「要領Ⅰ」実施のための改善策を検討する会議と日を同じくし、1947(昭和22)年6月19日、早くも次なる学習指導要領の作成に向けた動きが見え始める。この時期からは、近森が改訂版学習指導要領の作成の主体を担うこととなる。そして、以後約2年弱は、CIEとのやり取り上、近森の作業の大部分は初等教育のために充てられ、中等科音楽教育に関する検討は見過ごされていた。</p> <p>第3期 1949(昭和24)年6月からの時期は、文部省設置法の施行に伴う初等中等教育局の設置により、初等教育課と中等教育課にその担当が分かれ、中等教育の教育課程作成のための準備が整えられた時期となる。中等教育課に着任したのは、それまでの約2年間、CIEとの交渉の中心であった近森、そして花村であった。初等中等教育局の設置から約ひと月半をおいた1949(昭和24)年7月15日には、近森、馬場、オズボーンにより、次年度以降の取り組みを方向づけようとする、中等音楽科教育に特化した初めての会議が行われる。</p> <p>第4期 中等教育の音楽教育課程の作成をめぐる具体的な会議を確認できるようになるのは、全体計画が立てられてから約半年の期間を空けた、1950(昭和25)年1月31日の会議からとなる。以後、中等教育の音楽教育課程は、主に近森とオズボーンとの間で執り行われた会議の下、その編纂が進められることとなる。</p> |
| 今後の課題 | <p>本研究で検討した中等音楽科教育の編纂の特徴については、現場教員との対話を踏まえながら協働的かつ実践的におこなわれた初等教育との対比性を見出すに留まり、その編纂過程を具体的に写し取るには至らなかった。六・三制の導入に代表される学校制度の構築期にあった中等教育全体の流れや他教科の動向を射程に含めつつ、中等音楽科教育の成立を検討することが、今後さらに必要となる。</p> <p>さらに、学習指導要領編纂者らの回顧録からは、多くの米国の教育基準が日本へもたらされたことが把握された。同時に、「要領Ⅱ－中高」作成の主翼であった近森が、著作の執筆にあたり複数の米国の教育基準を摂取した形跡を確認した。これらのことは、学習指導要領の内容が米国の教育課程に影響を受けた可能性を示唆するものと言えるが、本研究では、その確証を得るには至らなかった。実際の米国の教育基準と学習指導要領の内容を比較し、実証的な検証を行うことが、今後の検討課題となる。</p> |